

別表 ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（追加）

	名称	備考	CAS番号 * 1
1	N-アクリルモルホリド		5117-12-4
2	N-(3-アミノプロピル)-N-ドデシルプロパン-1, 3-ジアミン		2372-82-9
3	アンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート		68259-08-5
4	アンモニウム=トリデカフルオロヘプタノアート		6130-43-4
5	ウンデカフルオロヘキサン酸		307-24-4
6	(オキソラン-2-イル)メチル=プロパ-2-エノアート		2399-48-6
7	オクタン酸		124-07-2
8	カリウム=トリデカフルオロヘプタノアート		21049-36-5
9	クロロギ酸イソプロピル		108-23-6
10	5-クロロ-2-ニトロアニリン		1635-61-6
11	五ナトリウム=2, 2', 2'', 2'''- { [(カルボキシラトメチル)アザンジール]ビス(エタン-2, 1-ジイルニトリロ)}テトラアセタート		140-01-2
12	ジエチレントリアミン五酢酸		67-43-6
13	四塩化チタニウム		7550-45-0
14	2-(N, N-ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-モルホリノフェニル)ブタン-1-オン		119344-86-4
15	ジメチルスルファモイル=クロリド		13360-57-1
16	3, 5-ジメチルピラゾール		67-51-6
17	水素化リチウムアルミニウム		16853-85-3
18	2-ターシャリ-ブチルシクロヘキシル=アセタート		88-41-5
19	トリスノニルフェニルホスファイト		26523-78-4
20	1, 1, 1-トリス(ヒドロキシメチル)プロパン		77-99-6
21	トリデカフルオロヘプタン酸		375-85-9
22	トリフェニルホスホロチオエート		597-82-0
23	4, 4'- [2, 2, 2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ジフェノール		1478-61-1
24	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン		79-77-6
25	rel-(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルピシクロ[2. 2. 1]ヘプタン-2-イル=プロパ-2-エノアート		5888-33-5
26	ナトリウム=トリデカフルオロヘプタノアート		20109-59-5
27	ノナデカフルオロデカン酸		335-76-2
28	ノナフルオロブタン-1-スルホン酸		375-73-5
29	2-ピロリドン		616-45-5
30	フェニルヒドラジン-硫酸(2/1)		52033-74-6
31	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10-ヘプタデカフルオロデカン-1-オール(別名8:2フルオロテロマーアルコール)		678-39-7
32	ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(別名PFHxS)		355-46-4
33	ポルトランドセメント		65997-15-1
34	メタクリル酸2-ヒドロキシプロピルとメタクリル酸1-ヒドロキシプロパン-2-イルの混合物		27813-02-1
35	メタホウ酸バリウム		13701-59-2
36	2-メチル-4-イソチアゾリン-3-オン		2682-20-4

備考:

※ 法令上の名称の整理により、複数の物質をまとめた名称として規定しているものがある。

\* 1 CAS番号は本省令案では規定しないが、参考として示すもの。なお、構造異性体等が存在する場合、異なるCAS番号が割り振られることがあるが、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の可否の判断は物質名で行う。